

熊本市立総合ビジネス専門学校学則の一部改正について

熊本市立総合ビジネス専門学校学則の一部を次のように改正したいので議決を求め  
る。

熊本市教育長 遠 藤 洋 路

熊本市立総合ビジネス専門学校学則の一部を改正する規則

熊本市立総合ビジネス専門学校学則（昭和55年教育委員会規則第6号）の一部を  
次のように改正する。

第1条中「及び一般課程の2課程」を削る。

第2条の表専門課程（昼間）の項中「（昼間）」を削り、「総合ビジネス科」を  
「キャリア創造学科」に改め、同表一般課程（夜間）の項を削る。

第5条中「行なわない」を「行わない」に改める。

第8条中「生徒」の次に「及び科目等履修生」を加える。

第9条中「履習」を「履修」に改める。

第11条及び第12条を次のように改める。

（入学資格）

第11条 本校に入学することができる者（科目等履修生及び聴講生として入学する  
場合を除く。）は、高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認め  
られた者とする。

2 科目等履修生又は聴講生として本校に入学することができる者は、中学校（義務  
教育学校及び特別支援学校中学部を含む。）を卒業した者、中等教育学校の前期課  
程を修了した者又は学校教育法施行規則第95条の規定により中学校を卒業した者  
と同等以上の学力があると認められた者とする。

(志願手続)

第12条 本校に入学しようとする者(以下「入学志願者」という。)は、入学願その他必要な書類を校長に提出するとともに、入学考査料を納付しなければならない。ただし、科目等履修生又は聴講生になろうとする者は、入学考査料を納付することを要しない。

第13条に次の1項を加える。

2 前項の許可は、入学試験結果通知兼入学許可書を入学志願者に対して送付する方法により行うものとする。

第14条中「許可された者」の次に「(科目等履修生及び聴講生を除く。)」を、を加え、同条に次の2項を加える。

2 科目等履修生又は聴講生として入学を許可された者は、校長の定める日までに誓約書(当該入学を許可された者が未成年者である場合は、保護者(学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条の保護者をいう。以下同じ。))が連署したもの)その他必要な書類を校長に提出しなければならない。

3 入学を許可された者(聴講生として入学を許可された者を除く。)は、校長の定める日までに入学料を納付しなければならない。

第16条第1項中「生徒」の次に「、科目等履修生及び聴講生(以下「生徒等」という。)」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、科目等履修生又は聴講生が未成年者であるときは、保護者が連署しなければならない。

第17条第1項中「生徒」を「生徒等」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、科目等履修生又は聴講生が未成年者であるときは、保護者が連署しなければならない。

第17条第4項中「生徒」を「生徒等」に改める。

第18条第1項中「生徒」を「生徒等」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、科目等履修生又は聴講生が未成年者であるときは、保護者が連署しなければならない。

第19条中「入学料等」を「入学考査料、入学料及び受講料」に改め、同条第2項

中「授業料」の次に「又は受講料」を加え、「生徒」を「生徒等」に改める。

第20条中「生徒の」を「生徒等の」に、「生徒」を「者」に改める。

第21条第1項及び第3項中「生徒」を「生徒等」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 総合ビジネス科は、この規則による改正後の第2条の規定にかかわらず、令和4年9月30日に当該学科に在学する者が当該学科に存在しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 この規則の施行の日前の入学許可に係る手続については、なお従前の例による。

##### (提出理由)

熊本市立総合ビジネス専門学校条例の改正に伴い、一般課程の廃止並びに科目等履修生及び聴講生の受入れを開始するため、所要の改正を行う必要があることから、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（昭和27年教育委員会規則第6号）第1条第8号の規定に基づき、議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

熊本市立総合ビジネス専門学校学則（昭和55年教育委員会規則第6号）新旧対照表

改正後（案）	現行	備考																									
<p>（目的）</p> <p>第1条 熊本市立総合ビジネス専門学校（以下「本校」という。）は、実務に必要な実践的かつ専門的知識及び技能を修得させるため、専門課程_____の教育を行うことを目的とする。</p> <p>（課程等）</p> <p>第2条 本校の課程、学科、修業年限、入学定員及び総定員は次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="176 691 866 882"> <thead> <tr> <th>課程名</th> <th>学科名</th> <th>修業年限</th> <th>入学定員</th> <th>総定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専門課程_____</td> <td>キャリア創造学科</td> <td>2年</td> <td>70人</td> <td>140人</td> </tr> </tbody> </table> <p>（職員組織）</p> <p>第3条 本校に、校長、教頭その他必要な職員を置く。</p> <p>（学年、学期及び休業日）</p> <p>第4条 本校の学年、学期及び休業日については、熊本市立総合ビジネス専門学校の管理運営に関する規則（昭和59年教委規則第9号。以下「管理運営規則」という。）に定めるところによる。</p> <p>（臨時休業日）</p> <p>第5条 非常変災その他急迫の事情があるときは、校長</p>	課程名	学科名	修業年限	入学定員	総定員	専門課程_____	キャリア創造学科	2年	70人	140人	<p>（目的）</p> <p>第1条 熊本市立総合ビジネス専門学校（以下「本校」という。）は、実務に必要な実践的かつ専門的知識及び技能を修得させるため、専門課程及び一般課程の2課程の教育を行うことを目的とする。</p> <p>（課程等）</p> <p>第2条 本校の課程、学科、修業年限、入学定員及び総定員は次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="891 691 1581 978"> <thead> <tr> <th>課程名</th> <th>学科名</th> <th>修業年限</th> <th>入学定員</th> <th>総定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専門課程（昼間）</td> <td>総合ビジネス科</td> <td>2年</td> <td>70人</td> <td>140人</td> </tr> <tr> <td>一般課程（夜間）</td> <td>OA経理科</td> <td>1年</td> <td>20人</td> <td>20人</td> </tr> </tbody> </table> <p>（職員組織）</p> <p>第3条 本校に、校長、教頭その他必要な職員を置く。</p> <p>（学年、学期及び休業日）</p> <p>第4条 本校の学年、学期及び休業日については、熊本市立総合ビジネス専門学校の管理運営に関する規則（昭和59年教委規則第9号。以下「管理運営規則」という。）に定めるところによる。</p> <p>（臨時休業日）</p> <p>第5条 非常変災その他急迫の事情があるときは、校長</p>	課程名	学科名	修業年限	入学定員	総定員	専門課程（昼間）	総合ビジネス科	2年	70人	140人	一般課程（夜間）	OA経理科	1年	20人	20人	<p>用語の修正（古い法令では「行なわない」</p>
課程名	学科名	修業年限	入学定員	総定員																							
専門課程_____	キャリア創造学科	2年	70人	140人																							
課程名	学科名	修業年限	入学定員	総定員																							
専門課程（昼間）	総合ビジネス科	2年	70人	140人																							
一般課程（夜間）	OA経理科	1年	20人	20人																							

は、臨時に授業を行わないことができる。

(振替授業の届出)

第6条 授業日と休業日の振替については、管理運営規則に定めるところによる。

(教育課程の編成及びその届出等)

第7条 教育課程の編成及びその届出については、管理運営規則に定めるところによる。

2 本校に公開講座を開設することができる。

(学習の評価)

第8条 生徒及び科目等履修生の学習の評価については、本校教育計画に示されている各科目の目標を基準として、校長が定める。

(進級又は卒業の認定)

第9条 校長は、生徒が本校の教育課程等を履修し、その成果が満足できると評価された場合は、進級又は卒業を認定する。ただし、各科目の出席時数が総授業時数の3分の2以下の場合又はその評価が著しく不良な場合には、認定しないことができる。

(卒業証書授与)

第10条 校長は、前条の規定により卒業を認定した生徒に対し卒業証書を授与する。

(入学資格)

第11条 本校に入学することができる者(科目等履修生及び聴講生として入学する場合を除く。)は、高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認

は、臨時に授業を行なわないことができる。

(振替授業の届出)

第6条 授業日と休業日の振替については、管理運営規則に定めるところによる。

(教育課程の編成及びその届出等)

第7条 教育課程の編成及びその届出については、管理運営規則に定めるところによる。

2 本校に公開講座を開設することができる。

(学習の評価)

第8条 生徒\_\_\_\_\_の学習の評価については、本校教育計画に示されている各科目の目標を基準として、校長が定める。

(進級又は卒業の認定)

第9条 校長は、生徒が本校の教育課程等を履習し、その成果が満足できると評価された場合は、進級又は卒業を認定する。ただし、各科目の出席時数が総授業時数の3分の2以下の場合又はその評価が著しく不良な場合には、認定しないことができる。

(卒業証書授与)

第10条 校長は、前条の規定により卒業を認定した生徒に対し卒業証書を授与する。

(入学資格)

第11条 本校の入学資格は、次のとおりとする。

の用例もあるが、最近の法令では「行わない」が用いられている。)

「履習」という用語が広辞苑に存在しないこと、及び同様の規定である高等学校学則第10条が「履修」を用いていることからして、「履習」は、意図して用いている用語ではなく誤字であると解される。よって、この機会に修正するもの。

【参考】学校教育法  
第五十七条 高等学校に入学することができる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところ

められた者とする。

2 科目等履修生又は聴講生として本校に入学することができる者は、中学校（義務教育学校及び特別支援学校中学部を含む。）を卒業した者、中等教育学校の前期課程を修了した者又は学校教育法施行規則第95条の規定により中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者とする。

（志願手続）

第12条 本校に入学しようとする者（以下「入学志願者」という。）は、入学願その他必要な書類を校長に提出するとともに、入学審査料を納付しなければならない。ただし、科目等履修生又は聴講生になろうとする者は、入学審査料を納付することを要しない。

（入学の許可）

第13条 校長は、選抜に基づいて入学志願者に対し入学を許可する。

2 前項の許可は、入学試験結果通知兼入学許可書を入学志願者に対して送付する方法により行うものとする。

（入学手続）

第14条 入学を許可された者 （科目等履修生及び聴講生を除く。） は、校長の定める日までに保証人が連署した誓約書その他必要な書類を校長に提出しなければな

(1) 専門課程 高等学校卒業又はこれと同等以上の学力を有する者

(2) 一般課程 中学校卒業程度の学力を有する者

（志願手続）

第12条 入学志願者は、入学願その他必要な書類を校長に提出しなければならない。

（入学の許可）

第13条 校長は、選抜に基づいて入学志願者に対し入学を許可する。

【新設】

（入学手続）

第14条 入学を許可された者 \_\_\_\_\_ は、校長の定める日までに保証人が連署した誓約書その他必要な書類を校長に提出しなければな

により、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

らない。

2 科目等履修生又は聴講生として入学を許可された者は、校長の定める日までに誓約書（当該入学を許可された者が未成年者である場合は、保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条の保護者をいう。以下同じ。）が連署したもの）その他必要な書類を校長に提出しなければならない。

3 入学を許可された者（聴講生として入学を許可された者を除く。）は、校長の定める日までに入学料を納付しなければならない。

（保証人）

第15条 保証人は、独立の生計を営む成年者で、本校に対して生徒に関する一切の責任を負うことのできる者でなければならない。

2 生徒又は保証人は、保証人が前項に規定する要件を欠くに至ったとき、又は誓約書の記載事項に変更があったときは、速やかに校長に届け出なければならない。

（退学）

第16条 退学しようとする生徒、科目等履修生及び聴講生（以下「生徒等」という。）は、その事由を明記し、校長に願い出なければならない。この場合において、科目等履修生又は聴講生が未成年者であるときは、保護者が連署しなければならない。

2 校長は、その事由を適当と認めるときは、退学を許可するものとする。

らない。

【新設】

【新設】

（保証人）

第15条 保証人は、独立の生計を営む成年者で、本校に対して生徒に関する一切の責任を負うことのできる者でなければならない。

2 生徒又は保証人は、保証人が前項に規定する要件を欠くに至ったとき、又は誓約書の記載事項に変更があったときは、速やかに校長に届け出なければならない。

（退学）

第16条 退学しようとする生徒 \_\_\_\_\_ は、その事由を明記し、校長に願い出なければならない。 \_\_\_\_\_

2 校長は、その事由を適当と認めるときは、退学を許可するものとする。

(休学)

第17条 病気その他やむを得ない事由により1月以上就学することができない生徒等は、その事由及び期間を明記し、医師の診断書等その事由を証するに足る書類を添えて、校長に休学を願い出ることができる。この場合において、科目等履修生又は聴講生が未成年者であるときは、保護者が連署しなければならない。

- 2 校長は、その事由を適当と認めるときは、休学を許可するものとする。
- 3 休学の期間は、1月以上1年以内とする。
- 4 校長は、休学の期間を満了し、なお復学できない生徒等については、除籍するものとする。

(復学)

第18条 休学中の生徒等が復学しようとするときは、その事情及び期日を明記し、医師の診断書等その事情を証するに足る書類を添えて、校長に復学を願い出なければならない。この場合において、科目等履修生又は聴講生が未成年者であるときは、保護者が連署しなければならない。

- 2 校長は、休学の理由が消滅したと認めるときは、復学を許可するものとする。

(授業料等)

第19条 授業料、入学考査料、入学料及び受講料の徴収及び減免については、熊本市立総合ビジネス専門学校条例（平成2年条例第44号）の定めるところによる。

(休学)

第17条 病気その他やむを得ない事由により1月以上就学することができない生徒は、その事由及び期間を明記し、医師の診断書等その事由を証するに足る書類を添えて、校長に休学を願い出ることができる。 \_\_\_\_\_

- 2 校長は、その事由を適当と認めるときは、休学を許可するものとする。
- 3 休学の期間は、1月以上1年以内とする。
- 4 校長は、休学の期間を満了し、なお復学できない生徒については、除籍するものとする。

(復学)

第18条 休学中の生徒が復学しようとするときは、その事情及び期日を明記し、医師の診断書等その事情を証するに足る書類を添えて、校長に復学を願い出なければならない。 \_\_\_\_\_

- 2 校長は、休学の理由が消滅したと認めるときは、復学を許可するものとする。

(授業料等)

第19条 授業料、入学料等 \_\_\_\_\_ の徴収及び減免については、熊本市立総合ビジネス専門学校条例（平成2年条例第44号）の定めるところによる。



2 校長は、授業料又は受講料の滞納が1月以上に及ぶ生徒等については、除籍することができる。

(表彰)

第20条 校長は、生徒等の本分を守り他の模範となる者又は特に賞賛に値する行為があった者を表彰することができる。

(懲戒)

第21条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、生徒等に懲戒を加えることができる。

2 懲戒のうち、退学、停学及び訓告は、校長が行う。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する生徒等に対して行うことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなく出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒等としての本分に反した者

(書類の様式等)

第22条 この規則の規定により使用する書類に記載すべき事項及びその様式は、校長が別に定めるところによる。

2 前項の様式のうち市民が作成する書類に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

(委任)

2 校長は、授業料\_\_\_\_\_の滞納が1月以上に及ぶ生徒 については、除籍することができる。

(表彰)

第20条 校長は、生徒 の本分を守り他の模範となる生徒 又は特に賞賛に値する行為があった生徒 を表彰することができる。

(懲戒)

第21条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、生徒 に懲戒を加えることができる。

2 懲戒のうち、退学、停学及び訓告は、校長が行う。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する生徒 に対して行うことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなく出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒 としての本分に反した者

(書類の様式等)

第22条 この規則の規定により使用する書類に記載すべき事項及びその様式は、校長が別に定めるところによる。

2 前項の様式のうち市民が作成する書類に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

(委任)

「生徒等」が3度登場すると煩わしいので、2度目以降の「生徒等」を「者」に改めた。

第23条 この規則の施行に関し必要な事項は、校長が定める。

附 則（略）

第23条 この規則の施行に関し必要な事項は、校長が定める。

附 則（略）

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 総合ビジネス科は、この規則による改正後の第2条の規定にかかわらず、令和4年9月30日に当該学科に在学する者が当該学科に存在しなくなる日までの間、存続するものとする。

3 この規則の施行の日前の入学許可に係る手続については、なお従前の例による。